

広島県告示第三百二十号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	医療法人社団慈恵会 いまだ病院	所在地	広島市西区三篠町一丁目 五番一号	効力を有する期限	平成二四年三月二九日	備考	更新
名称	公立下蒲刈病院	所在地	呉市下蒲刈下島二二〇 番地	効力を有する期限	平成二四年三月二九日	備考	更新